

[事案25-5] 契約解除取消請求等

・平成25年10月21日 和解成立

<事案の概要>

募集人による告知妨害等があったことを理由に契約解除の取消し、もしくは、解約・新契約時の説明不十分を理由に前契約の解約の取消しを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成24年3月に子宮頸部高度異形成で入院し、保険会社に給付金を請求したが、告知義務違反を理由に契約を解除され給付金は支払われなかった。しかし、告知時、被保険者の告知書記入後に「子宮頸がん検査の結果、経過観察中だ」と伝えたが、生命保険面接士からあまり関係ないと言われ告知しなかったこと、および、告知時に募集人の同席があったことから、不告知教唆、告知妨害にあたるので、契約解除を取り消してほしい（主張①）。もしくは、平成22年8月に契約した本契約は、前契約を解約して新たに契約したものだが、その説明がなく、契約転換であると誤解していたので、本契約を無効とし、前契約の解約を取り消してほしい（主張②）。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人に確認したところ、被保険者が口頭で告知した事実はなく、募集人が不告知を勧めた事実はない。生命保険面接士は、告知の状況について記憶していないが、被保険者の不告知を黙認する蓋然性がない。
- (2)申立人は、解約請求書に署名、押印しており、前契約の解約について理解していた。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、被保険者（申立人の子供）、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第34条1項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 告知義務違反の有無について

本契約は、告知時において子宮頸がん検診にて異常を指摘され、再検査を指示されている事実があり、告知書の2つの質問に「はい」と答える必要があるが、「いいえ」に「○」を付けており、事実と異なる回答をしたと認められる。被保険者には告知義務違反が認められるため、保険会社が告知義務違反を理由に本契約を解除したことは正当といえる。

2. 主張①について

事情聴取において、申立人と被保険者は、子宮頸がんの検査の結果、再検査を指示され経過観察中であると伝えた旨を述べているが、募集人は、生命保険面接士が告知を受けている間は家の外で待機していて被保険者の上記発言は聞いていないと述べている。また、同面接士は、陳述書において告知の状況について記憶にないと述べており、当事者の言い分は全く異なり、真偽は明らかではないので、事実を認定することはできない。よって、告知妨害・不告知教唆があったとの申立人の主張は認められない。

3. 主張②について

申立人は、前契約の解約および新規契約を契約転換と錯誤していたと主張し、錯誤無効(民法 95 条) を理由に前契約の解約取消しを求めるものと判断される。しかし、申立人に錯誤があったとしても、その錯誤により前契約の解約および本契約が無効となるためには、錯誤の内容が要素の錯誤に該当する必要がある。保険契約においては、一般人の関心事は保障内容と保険料にあるといえるので、申立人の錯誤を要素の錯誤と認めることはできず、よって、申立人の錯誤無効の主張は認められない。

4. 和解について

当審査会の判断は以上のとおりだが、以下の事情を考慮すると、本件は和解により解決すべき事案と判断する。

- (1) 募集人は、契約解除後に申立人に 5 万円を渡しており、その趣旨について、募集人が主張する「お見舞い」であったと認めることは困難であり、結局、告知が適切に行われたのか疑問がある。
- (2) 契約見直しの経緯について、募集人は、前契約の特約付替えができないと勘違いしたので、前契約を解約して本契約の締結に至ったと述べているが、そのとおりであった可能性が高く、その場合、募集人の勘違いがなければ、前契約のまま特約付け替えが行われ、結果、紛争に発展しなかった可能性も否定できない。